

我孫子市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市債権管理条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）において使用する用語の例による。

(台帳)

第3条 市長は、市の債権について、法令又は条例若しくはこれらに基づく規則の規定による督促を行ってもなお履行しない者があるときは、条例第5条の規定により、当該市の債権に係る次の事項を記載した台帳を整備するものとする。

(1) 名称

(2) 債務者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 金額

(4) 発生年月日

(5) 履行期限

(6) 履行状況、対応状況等

(7) 債務者の財産に関する事項

(8) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項（担保の設定がある場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市の債権の管理上支障がないと市長が認める場合には、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

(債権放棄の手続)

第4条 財産管理者は、条例第6条の規定により市の債権を放棄するときは、債権放棄調書（様式第1号）を作成し、市の債権が同条各号に掲げる要件の

いずれかに該当することが分かる書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。

2 財産管理者は、前項の規定により放棄を決定した市の債権について、債権放棄報告書（様式第2号）を作成し、財政担当部長が指定する日までに財政担当課長を経て財政担当部長に提出しなければならない。

（議会への報告）

第5条 条例第7条の規定による議会への報告は、条例第6条の規定による債権の放棄を行った日の属する年度に係る決算を認定に付する議会において行い、放棄した市の債権に係る次の事項を報告するものとする。

- （1） 名称
- （2） 放棄した日
- （3） 放棄した事由
- （4） 放棄した件数及び金額
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、市の債権の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。